平成28年６月13日
証券コード6319

株 主 各 位

茨城県高萩市上手綱3333番地３
株式会社　シンニッタン
代表取締役
社　　長　橋　本　　諭

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時迄に到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1.　**日　時**　平成28年６月29日（水曜日）午前10時
2.　**場　所**　茨城県高萩市上手綱3333番地３
　　当社本社会議室
3.　**目的事項**
　　報告事項
　　1.　第85期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2.　第85期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　剰余金の処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）６名選任の件
　　第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　　第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額決定の件
　　第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
　　第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以　上

(1)　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
(2)　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.snt.co.jp/）に修正後の事項を掲載させていただきます。
(3)　株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

添 付 書 類

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

１. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期初において、好調な企業収益を背景に設備投資の増加基調が続き、また、個人消費も雇用環境の改善により持ち直しの兆しがみえましたが、夏場以降、中国の景気減速リスクの高まりもあり、輸出の伸び悩みや個人消費の弱含みなどから在庫調整が発生し、鉱工業生産も低調な動きとなりました。更に年度末にかけて金融資本市場の変動等により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続きました。

このような状況下、当社とその連結企業（以下「当社グループ」という。）の売上高は、昨年９月に発生した水害の影響ならびにタイバーツ安の影響も受け、前期比35億56百万円減少の165億59百万円となりました。利益面は、営業利益においては、売上減少やスクラップ単価の下落等により前期比３億83百万円減少の13億７百万円、経常利益においては、前期に受領した合弁会社からの特別配当の消滅もあり前期比５億58百万円減少の15億93百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別損失として災害損失１億45百万円を計上しましたが、一方、破産更生債権処理による特別利益２億97百万円を計上したこともあり、前期比１億70百万円減少の12億16百万円となりました。

事業の状況は、次のとおりであります。

当社グループの主要事業である鍛造事業は、鍛造品の主要マーケットである国内の自動車産業においては、円安による国内生産へのシフトが一部で見られますが、海外生産の拡大による現地調達の進展が定着化しており、国内生産は伸び悩んでおります。また、当社主力の大型部品の引き合いは依然として強くない状況が続き、期初においての一部設備投資の回復や景気の好転も、期の半ばからは弱含みで推移しました。一方、海外子会社の市場であるタイ国の自動車産業においては、同国の政治の混迷や景気減速で停滞感が一層顕著となっており、同子会社においても受注減少の状況で推移しました。以上から、売上高は前期比24億11百万円減少の129億81百万円、営業利益は売上高の減少ならびにスクラップ単価の下落の影響を受け、前期比２億７百万円減少の11億４百万円となりました。

仮設機材の販売・リースを行う建機事業は、首都圏での再開発事業や社会インフラの改修整備等から、仮設機材の需要は引続きあるものの、機材保有量の上昇や建設関連職人の人手不足ならびに人件費の高騰によ

る建設工事の一部見直し等で着工が減速し、仮設機材の販売も低下傾向となったこと、更に昨年９月に発生した台風18号の水害で生産設備に甚大な被災があり、製造・販売が停滞したことから、売上高は前期比10億31百万円減少の24億８百万円、営業利益は前期比1億61百万円減少の４億29百万円となりました。

金属製パレットの製造販売を中心とした物流事業は、主要顧客である自動車会社においては引続き海外生産の進行等の影響を受ける中、取引先のパレット入替の恩恵も受けましたが、前期に引続き低位で推移し、売上高は、前期比99百万円減少の10億42百万円、営業利益は前期比23百万円増加の76百万円となりました。

不動産事業の売上高は、主要ビルのテナントの退去とその後の改修計画着手で新規募集を控えたこともあり、前期比13百万円減少の１億27百万円となりました。なお、本年１月から売電が始まりました太陽光発電は、不動産事業セグメントに計上しております。

平成29年３月期の見通しについては、当社グループの主要事業である鍛造事業は、自動車・商用車関係の売上は概ね横這いで推移するものの、原油をはじめ各種資源価格の低迷により大型建設機械向けは引続き低位で推移するものと見られます。更に海外子会社の市場であるタイ国において引続き停滞感が見られることから、総じて厳しい環境が続くことが見込まれます。また、建機事業では、オリンピック開催を控え、首都圏を中心に再開発事業やインフラの改修整備等から、仮設機材の需要は堅調に推移すると見られる一方で、人件費の高騰による建設工事の停滞や建設関連職人の人手不足問題も想定されます。

損益面につきましては、営業利益では、売上高の減少ならびに世界的な鉄鋼需要の停滞によるスクラップ単価下落の影響も受けることから今期に比べ減少を見込んでおります。経常利益・当期純利益では、今期に処理をしました破産更生債権処理に伴う各種の収益要因がなくなる等から、減少を見込んでおります。

なお、平成29年３月期の連結業績見通しは以下のとおりであります。

売上高は、16,100百万円、営業利益1,100百万円、経常利益1,300百万円、当期純利益850百万円を見込んでおります。

事業別売上高は、次のとおりであります。

事業	売上高(百万円)	構成率(%)	前期比増減率(%)
鍛造事業	12,981	78.4	△15.7
建機事業	2,408	14.5	△30.0
物流事業	1,042	6.3	△ 8.7
不動産事業	127	0.8	△ 9.4
合計	16,559	100.0	△17.7

(2) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、依然として大きく速いスピードで変化しております。当社にはこれらの環境変化に機敏に対応し、挑戦することが求められます。

こうした中、主要事業の鍛造事業では自動車産業や建設機械業界へのタイムリーな部品供給体制を確立するとともに、長期的な視点から適切な設備投資に取り組んでまいりました。また、建機事業では安全で取り扱いの容易な仮設機材の提供を図り、物流事業では搬送の信頼性が高く収納が容易な金属製パレットの提供を行ってまいりました。

これからも、顧客や市場のグローバル化の進展に合わせた当社の存立基盤を確保するため、

① 事業分野の見直し
② 設備の最適配置
③ 製品開発と選別
④ 販売力の強化

等を行う一方、人材・技術・設備に緩みのない現場力を強化するため製造基盤の整備を進めていきます。

具体的な取り組みとしては

・人材・組織面	i	人材育成（能力開発・教育体系・多能化等）
	ii	人材確保・獲保
	iii	風通しの良い組織
	iv	誇りを持ち安心して働ける職場
	v	コミュニケーションの強化
・技術・ノウハウ面	i	グループ・協力会社も含めた技術・技能の整備・継承
	ii	難易度の高い形状に対応できる鍛造技術
	iii	差別化製品を可能とする鍛造技術
	iv	金型・鍛造・加工他当社保有技術の転用
・設備面	i	設備の新設・売却・廃却
	ii	グループ内設備の調整（集約・統合他）
	iii	修理・修繕のノウハウの蓄積
	iv	軽量化への対応（素材＆加工）

などを実施していきます。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは「得意分野の市場開発」を基本戦略として当連結会計年度は、全体で2,372,926千円の設備投資を実施しました。

主なものは、建機事業において、北関東機材センター用地取得578,850千円、鍛造事業において、タイ国子会社（ＳＭＴ社）の機械加工設備新設333,926千円と国内

外の鍛造設備の改修工事等で1,067,930千円です。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に要する資金は、自己資金により賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

区　　分	第82期	第83期	第84期	第85期 (当連結会計年度)
売　上　高（百万円）	18,502	18,910	20,115	16,559
経　常　利　益（百万円）	2,058	2,102	2,152	1,593
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,290	1,316	1,386	1,216
１株当たり当期純利益(円)	49.38	50.38	53.07	46.59
総　資　産（百万円）	30,464	33,266	37,099	34,978
純　資　産（百万円）	24,040	26,199	28,880	28,663

（注）　１株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式総数によって算出しております。

(10) 重要な子会社の状況

①　重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比　率(%)	主要な事業内容
中　部　鍛　工　㈱	300 百万円	100	鍛工品の製造販売および鍛工品の加工
㈱エヌケーケー	30 百万円	100	建設用機材、物流機器の製造販売
サイアム・メタル・テクノロジー社	617 百万タイバーツ	98	鍛工品の製造販売および鍛工品の加工
上海日鍛金属有限公司	450 千米ドル	100	物流機器の製造販売
つくば工機㈱	10 百万円	100	鍛工品の機械加工

連結子会社は、上記重要な子会社５社に３社を加え８社であります。

②　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

① 鍛造事業
- 鍛工品の製造ならびに販売
- 機械器具の製造ならびに販売

② 建機事業
- 建設用機材の製造ならびに販売
- 各種機器の賃貸借

③ 物流事業
- 物流機器の製造ならびに販売

④ 不動産事業
- 不動産の賃貸ならびに管理業務

(12) 主要な営業所および工場等

当　　社	本社および工場	茨城県高萩市上手綱3333番地３
	東京本社	神奈川県川崎市川崎区
中部鍛工株式会社	本社および工場	愛知県新城市
サイアム・メタル・テクノロジー社	本社および工場	タイ国ラヨン県
株式会社エヌケーケー	本社および工場	茨城県結城市

その他の子会社
本社：東京都１、神奈川県２、茨城県１、中国（上海市）１

(13) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

事　　業	従業員数(名)	前期比増減(名)
鍛造事業	582	△ 4
建機事業	47	△ 4
物流事業	48	0
全　　社（共通）	18	1
合　　計	695	△ 7

（注） 不動産事業の従業員数は、全社（共通）に含まれております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
116	5	41.3	13.0

(14) 主要な借入先および借入額

借　入　先	借　入　額（千円）
株式会社三井住友銀行	400,000
三井住友信託銀行株式会社	200,000
株式会社みずほ銀行	200,000

2．会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　115,000,000株

(2) 発行済株式の総数　27,500,000株
（自己株式1,553,735株を含む。）

(3) 株主数　2,754名（前期比735名減）

(4) 単元株式数　100株

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
コンウオール マスター エルピー	3,237千株	12.48%
㈱りそな銀行	1,305	5.03
㈱みずほ銀行	1,303	5.02
東プレ㈱	1,292	4.98
新日鐵住金㈱	1,288	4.97
ゼネラルファンデックス㈱	1,203	4.64
日本パーカライジング㈱	939	3.62
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	922	3.55
コンウオール サイドカー 2 マスター エルピー	847	3.27
佐藤商事㈱	846	3.26

(注) (1) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
(2) 当社は、自己株式1,553千株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。
(3) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得、処分および所有の状況

取得株式

普通株式　176,870株

取得価額の総額　112,476千円

処分株式

平成27年５月15日の当社取締役会決議により処分した自己株式

普通株式　1,498,691株

処分価額の総額　962,688千円

処分の目的　株主還元水準の向上及び資本効率の改善

処分した日　平成27年６月１日

事業年度末における保有株式

普通株式　1,553,735株

3．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	橋　本　　諭	中部鍛工㈱ 取締役会長 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
常務取締役	長久保　眞　治	鍛造事業部長兼 鍛造営業部長 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
取　締　役	鈴　木　　毅	鍛造事業部生産本部長 つくば工機㈱代表取締役社長
取　締　役	小　林　謙　治	財務部長
取　締　役	辻　本　幸　弘	上海日鍛金属有限公司董事長
取　締　役	元　木　孝　則	サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役
取　締　役	加　藤　興　平	弁護士（加藤総合法律事務所） ㈱ウィズ社外監査役 ㈱バンプレスト社外監査役
常勤監査役	神　永　　眞	
監　査　役	渡　辺　文　雄	税理士（税理士法人あさひ綜合会計代表社員）
監　査　役	伊　藤　幸　夫	司法書士（伊藤幸夫司法書士事務所）
監　査　役	清　家　千　春	税理士（ソフィア税理士法人代表税理士）

(注) 1. 取締役加藤興平氏は、社外取締役であります。なお、加藤興平氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

2. 取締役加藤興平氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。

3. 監査役渡辺文雄氏、伊藤幸夫氏および清家千春氏は、社外監査役であります。

4. 監査役渡辺文雄氏、清家千春氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当期中の取締役および監査役の異動

1) 平成27年６月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって辞任により、監査役加藤興平氏は退任いたしました。

2) 平成27年６月26日開催の第84回定時株主総会において加藤興平氏は取締役に、清家千春氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

3) 平成27年６月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって常務取締役番場英和氏は辞任により、退任いたしました。

6. 平成28年４月１日付で次のとおり異動がありました。

氏　　名	地位、担当および重要な兼職の状況	
	変　更　前	変　更　後
元木孝則	取締役 サイアム・メタル・テクノロジー社 取締役	取締役 同社 社長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取　締　役	８名	60,150千円 （うち社外１名2,997千円）
監　査　役	５名	6,898千円 （うち社外４名5,698千円）

① 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額15,830千円を支払っております。

② 上記以外に当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として、取締役８名11,637千円（うち社外１名399千円）、監査役５名920千円（うち社外４名760千円）を計上しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　加藤興平

・他の法人等の兼任状況は、株式会社ウィズおよび株式会社バンプレストの社外監査役であり、株式会社ウィズおよび株式会社バンプレストと当社との間には取引関係その他特別な関係はありません。

・弁護士で法律事務所に所属し広く活躍しており、取締役会において専門的見地からの助言、提言等の意見を述べております。

・取締役就任後の当期開催の取締役会11回のうち９回に出席しております。

② 監査役　渡辺文雄

・他の法人等の兼任状況は、特にありません。

・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べております。

・当期開催の取締役会14回の全てに出席し、また当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。

③ 監査役　伊藤幸夫

・他の法人等の兼任状況は、特にありません。

・司法書士、行政書士として自ら事務所を運営し行政等に幅広い知識を有し、会社業務への助言、また取締役会および監査役会において適切な助言、提言等の意見を述べております。

・当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、また当期開催の監査役会13回の全てに出席しております。

④ 監査役　清家千春

・他の法人等の兼任状況は、特にありません。

・税理士であり自ら税理士事務所を運営し、取締役会において税法上の助言、提言、対策等必要に応じ意見を述べております。

・監査役就任後の当期開催の取締役会11回の全てに出席し、また当期開催の監査役会10回の全てに出席しております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人　大手門会計事務所

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額　18,800千円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　18,800千円

上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

会計監査人の報酬等については、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第１項の同意を行っております。

なお、当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法の「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」の規定に基づき、内部統制報告書を提出するため、グループ会社も含めて内部統制システムが適切に運用されるよう、整備・運

用体制を構築しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンスに係る規程を整備し、これを役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

総務担当取締役を総括責任者とし、総務部においてコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたるとともに、同部を中心に役職員教育を行う。また、内部監査室は、総務部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は取締役会および監査役会に報告されるものとする。

役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、すみやかに総務部へ報告できる体制を構築する。問題が発生した場合、総務部および関係部署は協議の上、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会へ報告するとともに全社的に防止策を実施させることとする。

さらに、当社は健全な会社経営のため、反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、不当な要求に対しては毅然とした対応をとる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規則およびその他関連規則に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役および監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

安全、品質、情報セキュリティ、与信等のリスクカテゴリー毎の社内規程および責任部署を定め、各部門の所管業務に付随するリスクについては各担当部門が行い、全社的なリスクを総括的に管理する部門は総務部とする。内部監査室は、部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会へ報告する。

事業活動上の重要な事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害を最小限にとどめる体制を整えることとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

毎期、事業部門毎の業績目標と予算を立案し、全社的な目標を設定する。月次の業績は迅速に管理会計としてデータ化し、担当取締役および取締役会に報告する。

取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、全取締役および事業部門の責任者が出席する経営会議を

毎月２回開催し、業績の進捗状況、目標未達の要因解析、改善策を各事業責任者から報告させ、業務執行に関する重要事項および権限分配を含めた効率的な執行体制を機動的に決定できるようにする。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社全体の内部統制を担当する部署を総務部とし、グループ各社の業務を所管する事業部と連携し、グループ各社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要なグループ各社への指導・支援を実施する。

「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要事項についての協議を行う。また、内部監査室は、グループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役会、総務部および所管事業部へ報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じて、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、コンプライアンスの状況、内部監査の実施状況、その他重要事項を監査役会に対してすみやかに報告するものとする。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

また、監査役は、監査法人、内部監査室と緊密な連携を図っていく。

７. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役が出席いたしました。その他、監査役会は13回、経営会議は22回、経営諮問委員会は２回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役およびその他の取締役、内部監査室、会計監査人と意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門および子会社の内部監査を実施いたしました。

８. コーポレート・ガバナンスについて

より透明性の高い経営体制を構築するために外部から有識者を招聘し、経営諮問委員会を運営しております。

当社は、客観的・中立的な見地から、より一層の経営監督機能の強化を図るため、社外取締役を１名選任しております。当社は、経営の意思決定機能と取締役による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査役４名のうち３名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。上記経営諮問委員会と併せ、コーポレートガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視機能が十分に機能していると考えておりますが、平成28年３月をもって、上記経営諮問委員会が終了いたしました。このため、監査等委員会設置会社へ移行すべく、所要の手続きをするための議案を本総会に上程しております。

監査等委員会設置会社への移行により、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、社外取締役の比率を高めるとともに、重要な業務執行の決定の全部または一部の取締役への委任を通じて取締役会における迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	**18,929,719**	**負債の部**	
現金及び預金	10,404,162	**流動負債**	**5,266,804**
受取手形及び売掛金	3,081,154	支払手形及び買掛金	2,848,137
電子記録債権	553,652	電子記録債務	609,044
製品	1,764,543	短期借入金	1,076,800
半製品	95,474	未払法人税等	61,944
仕掛品	739,416	賞与引当金	95,695
金型	504,667	その他	575,183
原材料及び貯蔵品	983,461	**固定負債**	**1,048,000**
繰延税金資産	53,964	長期借入金	4,500
その他	749,494	繰延税金負債	427,365
貸倒引当金	△ 271	役員退職慰労引当金	101,171
固定資産	**16,048,506**	退職給付に係る負債	435,499
有形固定資産	**11,383,167**	その他	79,462
建物及び構築物	2,622,486	**負債合計**	**6,314,804**
機械装置及び運搬具	2,503,064	**純資産の部**	
土地	4,896,228	**株主資本**	**27,186,167**
建設仮勘定	379,773	資本金	7,256,723
その他	981,615	資本剰余金	6,647,746
無形固定資産	**18,928**	利益剰余金	14,278,610
投資その他の資産	**4,646,409**	自己株式	△ 996,912
投資有価証券	4,317,235	**その他の包括利益累計額**	**1,332,971**
繰延税金資産	6,425	その他有価証券評価差額金	1,253,628
その他	334,828	為替換算調整勘定	79,343
貸倒引当金	△ 12,080	**非支配株主持分**	**144,281**
		純資産合計	**28,663,420**
資産合計	**34,978,225**	**負債純資産合計**	**34,978,225**

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

売上高		16,559,561
売上原価		14,129,449
売上総利益		2,430,112
販売費及び一般管理費		1,122,339
営業利益		1,307,772
営業外収益		
受取利息	48,266	
受取配当金	147,706	
その他	117,263	313,237
営業外費用		
支払利息	7,553	
金型廃棄損	14,507	
その他	5,312	27,373
経常利益		1,593,637
特別利益		
貸倒引当金戻入額	297,181	
受取保険金	3,134	300,316
特別損失		
固定資産処分損	155,426	
災害損失	145,095	
その他	29,615	330,137
税金等調整前当期純利益		1,563,816
法人税、住民税及び事業税	300,908	
法人税等調整額	36,030	336,939
当期純利益		1,226,876
（内訳）		
親会社株主に帰属する当期純利益		1,216,211
非支配株主に帰属する当期純利益		10,665

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	7,256,723	6,872,872	14,165,685	△ 1,847,124	26,448,155
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 365,723		△ 365,723
親会社株主に帰属する当期純利益			1,216,211		1,216,211
自己株式の取得				△ 112,476	△ 112,476
自己株式の処分		△ 225,125	△ 737,563	962,688	
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	△ 225,125	112,924	850,211	738,011
当連結会計年度末残高	7,256,723	6,647,746	14,278,610	△ 996,912	27,186,167

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,607,403	675,300	2,282,703	150,086	28,880,946
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 365,723
親会社株主に帰属する当期純利益					1,216,211
自己株式の取得					△ 112,476
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△ 353,774	△ 595,957	△ 949,732	△ 5,804	△ 955,536
連結会計年度中の変動額合計	△ 353,774	△ 595,957	△ 949,732	△ 5,804	△ 217,525
当連結会計年度末残高	1,253,628	79,343	1,332,971	144,281	28,663,420

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数　　８社

中部鍛工㈱、サイアム・メタル・テクノロジー社、㈱エスエヌティビル、つくば工機㈱、シーエスエヌ㈱、㈱ジェイ・エム・ティ、㈱エヌケーケー、上海日鍛金属有限公司

(2) 非連結子会社の数　　―社

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社については、次のとおりであります。

会社名	決算日
サイアム・メタル・テクノロジー社	12月31日
上海日鍛金属有限公司	12月31日

連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券　　その他有価証券

時価のあるもの…決算期末日の市場価格に基づく時価法によっております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

たな卸資産　　通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法：原材料・金型は個別法、製品（賃貸機器を除く）・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 当社および国内連結子会社は、定率法を採用しております。ただし、当社の賃貸用建物および平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社は、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　　３～50年

機械装置及び運搬具　４～10年

リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金　当社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。）、及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

（追加情報）

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の32.1％から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.7％、平成30年４月１日以降のものについては30.5％にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が20,227千円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が8,633千円、その他有価証券評価差額金が28,860千円それぞれ増加しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	23,817,084千円
２．担保に供している資産	
その他（流動資産）	32,093千円
工場財団	
建物及び構築物	92,929千円
機械装置	323,375千円
土地	56,986千円
合計	505,384千円
上記に対応する債務	
短期借入金	595,500千円
その他（流動負債）	23,526千円
長期借入金	4,500千円
合計	623,526千円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増　加	減　少	当連結会計年度末
普通株式（株）	28,998,691	—	1,498,691	27,500,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	365,723	14円00銭	平成27年３月31日	平成27年６月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	363,247	14円00銭	平成28年３月31日	平成28年６月30日

３．新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を１年ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２)を参照ください。)。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	10,404,162	10,404,162	―
(2) 受取手形及び売掛金	3,081,154	3,081,154	―
(3) 電子記録債権	553,652	553,652	―
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	4,057,435	4,057,435	―
資産計	18,096,404	18,096,404	―
(5) 支払手形及び買掛金	2,848,137	2,848,137	―
(6) 電子記録債務	609,044	609,044	―
(7) 短期借入金(※)	1,060,000	1,060,000	―
(8) 長期借入金(※)	21,300	21,250	△49
負債計	4,538,481	4,538,431	△49

(※) 長期借入金の支払期日が１年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、並びに（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

（5）支払手形及び買掛金、（6）電子記録債務、並びに（7）短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（8）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区　　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	198,000
その他	61,800
合　　計	259,800

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（注３）　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,404,162	—	—	—
受取手形及び売掛金	3,081,154	—	—	—
電子記録債権	553,652	—	—	—
合　　計	14,038,969	—	—	—

（注４）　借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
短期借入金	1,060,000	—	—	—	—	—
長期借入金	16,800	4,500	—	—	—	—
合計	1,076,800	4,500	—	—	—	—

Ⅴ．賃貸等不動産に関する注記

子会社株式会社エスエヌティビルは、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。平成28年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は58百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額および当連結会計年度における主な変動ならびに連結決算日における時価および当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
2,929,221	△13,882	2,915,339	2,325,000

注1.　連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2.　主な変動

減少は減価償却費の計上によるものであります。

3.　時価の算定方法

主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

Ⅵ．１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　1,099円16銭

２．１株当たり当期純利益　46円59銭

Ⅶ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社 シンニッタン
取 締 役 会 御中

監査法人　大 手 門 会 計 事 務 所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　池 上 健 志 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中 村 尋 人 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社シンニッタンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シンニッタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第85期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2.　監査の結果

会計監査人である監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社 シンニッタン 監査役会

常勤監査役　神　永　　眞 ㊞
監　査　役　渡　辺　文　雄 ㊞
監　査　役　伊　藤　幸　夫 ㊞
監　査　役　清　家　千　春 ㊞

（注）　監査役渡辺文雄、伊藤幸夫及び清家千春は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

貸　借　対　照　表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

資産の部	金額	負債及び純資産の部	金額
流動資産	**13,371,301**	**負債の部**	**3,379,662**
現金及び預金	5,950,704	**流動負債**	**2,449,144**
受取手形	188,410	支払手形	425,232
電子記録債権	492,362	電子記録債務	687,926
売掛金	1,345,812	買掛金	969,871
金銭の信託	497,017	未払金	119,883
製品	1,333,768	未払費用	57,291
半製品	6,295	未払法人税等	28,928
仕掛品	288,779	未払消費税等	185
金型	315,426	預り金	4,134
原材料及び貯蔵品	88,084	前受収益	17
前払費用	979	賞与引当金	48,744
繰延税金資産	43,720	設備関係支払手形	106,928
関係会社短期貸付金	2,693,000	**固定負債**	**930,517**
未収入金	123,843	繰延税金負債	427,365
その他	3,578	退職給付引当金	392,411
貸倒引当金	△ 483	役員退職慰労引当金	101,171
固定資産	**11,692,474**	長期預り保証金	9,568
有形固定資産	**4,353,596**	**純資産の部**	**21,684,113**
建物	1,152,794	**株主資本**	**20,430,853**
構築物	62,264	**資本金**	**7,256,723**
機械及び装置	796,891	**資本剰余金**	**6,642,283**
車両運搬具	6,578	資本準備金	6,642,283
工具、器具及び備品	29,697	**利益剰余金**	**7,528,760**
土地	2,190,333	利益準備金	703,250
建設仮勘定	115,035	その他利益剰余金	6,825,510
無形固定資産	**17,792**	別途積立金	5,179,000
借地権	17,000	繰越利益剰余金	1,646,510
その他	792	**自己株式**	**△ 996,912**
投資その他の資産	**7,321,086**	**評価・換算差額等**	**1,253,260**
投資有価証券	4,311,991	その他有価証券評価差額金	1,253,260
関係会社株式	2,676,874		
出資金	206,050		
関係会社出資金	50,458		
破産更生債権等	1,707,542		
長期前払費用	3,000		
その他	69,634		
貸倒引当金	△1,704,465		
資産合計	**25,063,776**	**負債純資産合計**	**25,063,776**

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

売上高		7,533,050
売上原価		6,338,714
売上総利益		1,194,336
販売費及び一般管理費		814,057
営業利益		380,279
営業外収益		
受取利息	45,950	
受取配当金	392,536	
受取賃貸料	49,005	
技術指導料	18,007	
その他	45,175	550,674
営業外費用		
金型廃棄損	14,507	
その他	513	15,021
経常利益		915,932
特別利益		
貸倒引当金戻入額	307,756	307,756
特別損失		
固定資産処分損	364	
災害損失	56,599	
その他	29,615	86,579
税引前当期純利益		1,137,109
法人税、住民税及び事業税	157,512	
法人税等調整額	28,265	185,777
当期純利益		951,331

（注）記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当事業年度期首残高	7,256,723	6,642,283	225,125	6,867,408
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△ 225,125	△ 225,125
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 225,125	△ 225,125
当事業年度末残高	7,256,723	6,642,283		6,642,283

（単位：千円）

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	703,250	5,179,000	1,798,465	7,680,715	△1,847,124	19,957,722
事業年度中の変動額						
剰余金の配当			△ 365,723	△ 365,723		△ 365,723
当期純利益			951,331	951,331		951,331
自己株式の取得					△ 112,476	△ 112,476
自己株式の処分			△ 737,563	△ 737,563	962,688	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 151,955	△ 151,955	850,211	473,131
当事業年度末残高	703,250	5,179,000	1,646,510	7,528,760	△ 996,912	20,430,853

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	1,605,926	1,605,926	21,563,648
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 365,723
当期純利益			951,331
自己株式の取得			△ 112,476
自己株式の処分			
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△ 352,666	△ 352,666	△ 352,666
事業年度中の変動額合計	△ 352,666	△ 352,666	120,465
当事業年度末残高	1,253,260	1,253,260	21,684,113

（注）　記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…決算日の市場価格に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準：原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

評価方法：原材料・金型は個別法、製品・半製品・仕掛品・貯蔵品は移動平均法、賃貸機器は総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産　定率法（ただし、賃貸用建物および平成10年４月１日以降取得した建物（附属設備を除く）は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　７～50年

機械及び装置　５～10年

長期前払費用　経過期間に対応する金額を償却しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4．消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	25,847千円
長期金銭債権	1,707,542千円
短期金銭債務	609,799千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	10,600,122千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	1,772千円
(2) 関係会社からの仕入高	2,120,625千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	385,101千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　　加	減　　少	当事業年度末
普通株式(株)	2,875,556	176,870	1,498,691	1,553,735

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	14,964千円
工具（金型）減価償却費	103千円
未払事業税	8,133千円
会員権評価損	1,031千円
貸倒引当金	520,010千円
退職給付引当金	119,879千円
役員退職慰労引当金	30,857千円
減価償却費	2,746千円
仕掛品評価損	9,092千円
関係会社株式評価損	14,409千円
棚卸資産廃棄損	2,185千円
その他	9,091千円
繰延税金資産小計	732,507千円
評価性引当額	△566,160千円
繰延税金資産合計	166,346千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△549,991千円
繰延税金負債合計	△549,991千円
繰延税金資産（負債）の純額	△383,645千円

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年４月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.1%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.7%、平成30年４月１日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が20,629千円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,222千円、その他有価証券評価差額金が28,852千円それぞれ増加しております。

Ⅵ. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

Ⅶ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）
子会社	㈱エヌケーケー	茨城県結城市	30,000	建設用機材および物流機器の製造・販売	(所有)直接 100
子会社	㈱ジェイ・エム・ティ	川崎市川崎区	10,000	補助作業の受託他	(所有)直接 100
子会社	㈱エスエヌティビル	川崎市川崎区	40,000	ビル賃貸および管理業	(所有)直接 100

関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員の兼任等	事業上の関係				
兼任１名	当社製品の製造	製品の購入	1,370,206	支払手形	26,011
				電子記録債務	265,269
				買掛金	188,832
兼任３名	当社の補助作業委託等	利息の受取	—	破産更生債権等	1,707,542
兼任２名	当社賃貸ビルの管理	短期資金の貸付	2,629,000	関係会社短期貸付金	2,629,000
		短期貸付金の回収	2,674,000		

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1. 製品の購入については、一般の取引条件と同様に決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3. 上記金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高（支払手形・電子記録債務・買掛金）には消費税等が含まれております。
4. ㈱ジェイ・エム・ティへの破産更生債権等に対し、1,704,065千円の貸倒引当金を計上しております。

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	835円73銭
(2) １株当たり当期純利益	36円44銭

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月11日

株式会社 シンニッタン
取 締 役 会 御中

監査法人　大 手 門 会 計 事 務 所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　池 上 健 志 ㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　中 村 尋 人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シンニッタンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人大手門会計事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

株式会社 シンニッタン 監査役会

常勤監査役　神　永　　眞 ㊞

監　査　役　渡　辺　文　雄 ㊞

監　査　役　伊　藤　幸　夫 ㊞

監　査　役　清　家　千　春 ㊞

（注）　監査役渡辺文雄、伊藤幸夫及び清家千春は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開のための内部留保を勘案するとともに、株主の皆様への利益還元にあたっては、安定的かつ継続的な配当を基本とし、当期の業績等に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式	１株につき金額	14円
	総額	363,247,710円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

(1)「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、平成28年１月14日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2.　変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変更案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条（記載省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機　関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削除） (3) 会計監査人
第５条～第19条（記載省略）	第５条～第19条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員　数） 第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員　数） 第20条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、６名以内とする。
（新設）	２　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。
（選任方法） 第21条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
２　（記載省略） ３　（記載省略）	２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（任　期） 第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任　期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	３　任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新設）	４　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現行定款	変更案
第23条～第24条（記載省略）	第23条～第24条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の４日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　取締役会は会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会の決議方法） 第26条　（記載省略）	（取締役会の決議方法） 第27条　（現行どおり）
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。
（取締役会規程） 第28条　（記載省略）	（取締役会規程） 第29条　（現行どおり）
（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第30条　（記載省略）	（取締役の責任免除） 第31条　（現行どおり）
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員　数） 第31条　当会社の監査役は、６名以内とする。	（削除）

現行定款	変更案
（選任方法） 第32条　監査役は株主総会において選任する。 ２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任　期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、会日の４日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	（削除）
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	（削除）
（監査役会規則） 第38条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）

現行定款	変更案
（報酬等） 第39条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第40条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度としてその責任を負担する契約を締結することができる。	（削除）
（補欠監査役） 第41条　法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ２　補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第２項の規定を準用する。 ３　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 ４　補欠監査役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。	（削除）
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現行定款	変更案
（新設）	（監査等委員会の決議方法） 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。
（新設）	（監査等委員会規則） 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第６章　会計監査人 第42条～第43条（記載省略）	第６章　会計監査人 第35条～第36条（現行どおり）
第７章　計　　算 第44条～第47条（記載省略）	第７章　計　　算 第37条～第40条（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 第１条　当会社は、第85回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（７名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	橋本　諭 （昭和27年7月16日生）	平成17年７月 当社財務部長 平成18年６月 当社取締役財務部長 平成19年４月 当社常務取締役財務部長 平成20年４月 当社代表取締役社長（現） ＊中部鍛工㈱取締役会長 ＊サイアム・メタル・テクノロジー社取締役	38,000株
	＜候補者とした理由＞ 代表取締役、取締役社長として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括している。収益力、健全な経営体質の維持と基盤整備等、企業価値向上に向け陣頭に立っている。当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		
2	長久保眞治 （昭和32年10月３日生）	平成18年９月 当社鍛造営業部長 平成19年４月 当社執行役員鍛造営業部長 平成21年６月 当社取締役鍛造営業部長 平成27年６月 当社常務取締役鍛造事業部長兼鍛造営業部長（現） ＊サイアム・メタル・テクノロジー社取締役	21,350株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。また基幹事業の鍛造事業を統括しており、同事業の運営に豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	鈴木　毅 (昭和29年8月21日生)	平成17年７月 当社高萩工場長 平成18年６月 当社取締役高萩工場長 平成27年４月 当社取締役鍛造事業部生産本部長（現） ＊つくば工機㈱代表取締役社長	3,650株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。また基幹事業の鍛造事業において基幹工場の運営を統括し、開発、生産において豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		
4	小林　謙治 (昭和28年12月14日生)	平成17年４月 当社資材室長 平成20年４月 当社財務部長 平成21年４月 当社執行役員財務部長 平成24年６月 当社取締役財務部長（現）	34,500株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。また財務部門を統括し、財務基盤の強化、適正化維持に実績があり、高い専門性と識見が、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		
5	辻本　幸弘 (昭和22年8月7日生)	平成８年２月 当社管理部長 平成10年６月 当社取締役管理部長 平成15年６月 当社常務取締役財務部門担当 平成17年８月 当社専務取締役 平成19年９月 当社取締役（現） ＊上海日鍛金属有限公司董事長	45,890株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。管理・財務部門を統括した経験を有し、海外現地法人の社長を務める等、豊富な経験と実績があり、当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	元木　孝則 （昭和26年10月8日生）	平成17年３月 中部鍛工株式会社代表取締役社長 平成24年６月 当社取締役（現） ＊サイアム・メタル・テクノロジー社社長	2,600株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしている。また基幹事業の国内・海外の主要子会社社長を務め、事業の拡大、発展に貢献しており、これまでの豊富な経験と実績が、引き続き当社の経営に欠かせないと判断し、取締役候補といたしました。		

（注）1）上記候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2）＊印は重要な兼職の状況を示しております。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査役全員（４名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案に係る定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	神永　　眞 （昭和23年9月26日生）	平成11年12月 当社総務部長 平成12年６月 当社取締役総務部長 平成24年６月 当社常勤監査役（現）	18,250株
	＜候補者とした理由＞ 取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たした経験があり、現在、常勤監査役として職務を適切に遂行している実績があり、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補といたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	加藤　興平 （昭和47年1月2日生）	平成11年４月 弁護士登録 平成12年６月 ㈱バンプレスト社外監査役（現） 平成15年５月 曙綜合法律事務所入所 平成17年６月 当社監査役 平成19年８月 ㈱ウィズ社外監査役（現） 平成25年５月 加藤総合法律事務所（現） 平成27年６月 当社取締役（現）	1,000株
	＜候補者とした理由＞ 弁護士として法律知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に職務を遂行した経験と社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たした実績があり、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。		
3	渡辺　文雄 （昭和24年11月29日生）	昭和55年２月 税理士登録 昭和55年５月 渡辺文雄税理士事務所 平成12年６月 当社監査役（現） 平成23年５月 税理士法人あさひ綜合会計代表社員（現）	2,600株
	＜候補者とした理由＞ 税理士として、税務・会計知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に職務を遂行した実績から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。		
4	清家　千春 （昭和34年10月11日生）	昭和62年９月 税理士登録 昭和62年９月 清家千春税理士事務所 平成18年１月 ソフィア税理士法人代表税理士（現） 平成27年６月 当社監査役（現） 米国イリノイ州・ワシントン州並びにグアムCPA（米国公認会計士）	0株
	＜候補者とした理由＞ 税理士として、国内外の会計・税務知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に職務を遂行した実績から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補といたしました。		

（注）1）上記候補者は、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。
2）加藤興平氏、渡辺文雄氏及び清家千春氏は、社外取締役候補者です。
3）当社は加藤興平氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。加藤興平氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、渡辺文雄氏並びに清家千春氏の選任が承認された場合には、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4）加藤興平氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法律知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験と社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たした経験から、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
なお、加藤興平氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。また同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
5）渡辺文雄氏及び清家千春氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として、会計・税務知識に精通し高い見識を有し、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験をもとに監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。両氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、渡辺文雄氏は16年、清家千春氏は１年となります。
6）加藤興平氏は、現在東京証券取引所の定める要件を満たす独立役員であり、引続き独立役員として届け出る予定です。また清家千春氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定です。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成６年６月29日開催の定時株主総会において、月額20百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額240百万円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は７名でありますが、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認された場合、取締役の員数は６名となります。

本議案の内容は、第２号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は４名となります。

本議案の内容は、第２号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任される監査役伊藤幸夫氏、第２号議案ならびに第４号議案が承認された場合、監査役を退任し、監査等委員である取締役に就任する監査役神永眞氏、渡辺文雄氏および清家千春氏に対し、在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期（監査等委員である取締役に就任する３名は取締役退任時）、方法などにつきましては監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案の内容は、第２号議案に係る定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
神永　　眞	平成24年６月 当社常勤監査役　現在に至る
渡辺　文雄	平成12年６月 当社監査役　現在に至る
伊藤　幸夫	平成20年６月 当社監査役　現在に至る
清家　千春	平成27年６月 当社監査役　現在に至る

以　上

会 場 ご 案 内 図

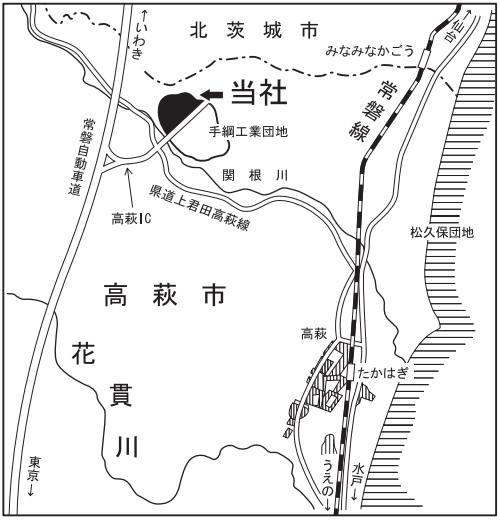

常磐線高萩駅下車（車で約10分）
常磐自動車道高萩ICより車で約１分
茨城県高萩市上手綱3333番地３